

大都市税財政制度調査特別委員会の名称及び付議事件の変更について（案）

（名 称）

大 都 市 制 度 ・ 税 財 政 調 査 特 別 委 員 会

1 設 置

本市議会に、大都市制度・税財政調査特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 付 議 事 件

委員会は、人口減少時代を見据えた多様な大都市制度に関する事項並びに大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的とした大都市における税財政制度の諸問題及び国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行う。

3 定 数

委員会の委員の定数は、１３人とする。

4 設置期間等

委員会は、２の付議事件の終了まで継続し、議会の閉会中も審査を行うことができる。